

仕様書

1. 件名

重粒子治療データ保管サーバーデータベース保守

2. 数量

一式

3. 使用目的

重粒子線治療に利用した画像や装置データを恒久的に保存する治療データ保管サーバにおいて、オラクル社のデータベースを使用している。これらのデータベースに不具合が発生した場合、重粒子線治療が停止するだけでなく、治療記録に影響が出る可能性があるため、本件は、これらのデータベースの保守契約を行うものである。

4. 保守期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

5. 設置場所

量子科学技術研究開発機構 QST 病院

6. 仕様

- RedHat Enterprise Linux 8.8 用の下記のデータベースに対し、データベースソフトウェアの製造メーカーであるオラクル社による保守契約を受けることができるようにすること。

Oracle インシデントサービス	1 ライセンス
-------------------	---------

Oracle Database Standard Edition Processor	2 ライセンス
--	---------

- 上記のオラクル社によるデータベース保守契約においては、下記のサービスを提供すること。

- ・ 製品上の技術的な問題点や疑問点の解消のため、サポートエンジニアが Web/E-Mail/電話/FAX による支援が週 7 日 24 時間可能であること。なお、サポートエンジニアとの連絡の記録は、Web サイトで閲覧が可能であること。
- ・ Web サイトにて、サポート契約に関する情報の確認や更新、技術情報検索などのサービスを提供すること。セキュリティ情報、最新パッチ情報、ナレッジベースの公開。
- ・ パッチ (PSR)、更新版の提供が可能であること。

- 上記データベースの障害時には、E-Mail およびオンサイトでの技術的サポートを行うこと。そのサポートの平日昼間における利用回数の上限は、電子メールによるものであれば5回、オンサイトによるものであれば2回を目安とする。これを越える場合は、別途契約を締結するものとする。また、夜間・休日にあっても急を要する場合は、サポートが可能な窓口を設けること。
- 上記データベースのサポートを行うものは、オラクル社が認定するデータベース管理の資格を有すること。

7. 提出図書

契約時に保守連絡体制表	1部
作業発生毎に作業報告書	1部

8. 検査

作業完了後、当機構の職員が仕様内容を満たすことの確認をもって検査合格とする。

9. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律)に適用する環境物品(事務用品、OA機器等)の採用が可能な場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様で定める提出図書(納入印刷物)については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

10. その他

- (1) 本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、当機構と協議のうえ、その決定に従うものとする。
- (2) 受注者は、当機構の情報セキュリティポリシー及び医療情報セキュリティポリシーを遵守すること。
- (3) 受注者は、本件で取得した当機構の情報を、当機構の許可なしに本件の目的以外に利用してはならない。本件の終了後においても同様とする。
- (4) 受注者は、本件で取得した当機構の情報を、当機構の許可なしに第三者に開示してはならない。本件の終了後においても同様とする。
- (5) 本件の履行に当たり、受注者は従業員又はその他の者によって、当機構が意図しない変更が加えられることのない管理体制を整えること。
- (6) 本件に係る情報漏えいなどの情報セキュリティインシデントが発生した際には、速やかに当機構担当者に連絡し、その指示の元で被害拡大防止・原因調査・再発防止措置などを行うこと。
- (7) 受注者は、当機構から本件で求められる情報セキュリティ対策の履行状況を当機構

からの求めに応じて確認・報告を行うこと。またその履行が不十分である旨の指摘を受けた場合、速やかに改善すること。

(8) 受注者は、機器、コンピュータプログラム、データ及び文書等について、当機構の許可無く機構外部に持ち出してはならない。

(9) 受注者は、本件の終了時に、本件で取得した情報を削除又は返却すること。また、取得した情報が不要となった場合も同様とする。

(10) 本件の履行に当たり、その業務の一部を再委託するときは、軽微なものを除き、あらかじめ再委託の相手方、再委託を行う業務の範囲等について記載した書面を当機構に提出し、承諾を得ること。その際受注者は、再委託した業務に伴う当該相手方の行為について、当機構に対しすべての責任を負うこと。

部課(室)名 物理工学部
使用者氏名 兼松 伸幸

選定理由書

1. 件名	重粒子治療データ保管サーバーデータベース保守
2. 選定事業者名	日本コムシス株式会社
3. 目的・概要等	本件は、臨床利用されている DICOM サーバー装置を安定して稼働させ、また蓄積したデータを保全するための保守を行うものであり、装置に搭載したデータベースシステムに関して、重要な治療データを損失させることなく、運用中に発生した問題に対して迅速な調査及び適切な処置を行うものである。
4. 希望する適用条項	契約事務取扱細則第 29 条第 1 項第 1 号ワ (電算システムのプログラムの改良若しくは保守であつて、互換性の確保のために契約相手方が一に限定されるとき、又は、当該システムの著作権その他の排他的権利を有するシステム開発者にしかできないと認められるものを当該システム開発者に行わせるとき。)
5. 選定理由	本件は、日本コムシス株式会社が構築・納入した重粒子治療データ保管サーバーシステムに搭載されているデータベースについて、令和 8 年度の保守・運用支援を行うものである。 当該保守業務の実施には、サーバー機器、基本ソフトウェア及びデータベースの仕様、設計・構築方法を熟知している必要があるが、これらの情報には、日本コムシス株式会社が独自にノウハウとして保有し、第三者に開示していない技術情報が含まれている。 また、当該データベース構造及び関連プログラムは同社が設計・構築したものであり、著作権その他の排他的権利を同社が有しており、臨床利用中の重要な治療データを安全に保全し、既存システムとの互換性を確保するためには、当該システム開発者による保守対応が不可欠であり、他事業者による対応は困難である。 以上のことから、本保守業務を行うために必要な技術的能力を有する唯一の者として日本コムシス株式会社を選定事業者とする。